

社会福祉法人稲沢市社会福祉協議会 役員等の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人稲沢市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第25条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、理事及び監事をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、次のとおり報酬等を支給する。ただし、稲沢市の職員又はこれに類する職員に該当する場合は、これを支給しない。

- (1) 会長については、別表1に定める額を支給する。
- (2) 常務理事については、別に定める常務理事の給与、勤務時間その他勤務条件に関する規程に基づき支給する。
- (3) その他の役員等については、その職務のため、理事会及び監事監査に出席した場合に別表2に定める額を支給する。

2 役員等が職務のため出張したときは、別に定める旅費規程に基づき、旅費を支給する。

(報酬等の支給方法)

第4条 会長に対する報酬等の支給時期は、毎月21日とする。ただし、その日が休日にあたるときは、その日前において、その日に最も近い日で休日でない日を支給日とする。

2 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及を控除して支給する。

(公表)

第5条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

付 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表1 会長の報酬

・月額 20,000円

別表2 理事会及び監事監査への出席における報酬

・理事会 日額 5,000円

・監事監査 日額 5,000円

社会福祉法人稲沢市社会福祉協議会 評議員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人稲沢市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第10条の規定に基づき、評議員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(報酬)

第2条 評議員が、その職務のため、評議員会に出席したときは、報酬として日額5,000円を支給する。ただし、稲沢市の職員又はこれに類する職員に該当する場合は、これを支給しない。

(費用弁償)

第3条 評議員が、その職務のため出張したときは、別に定める旅費規程に基づき、旅費を支給する。

(報酬等の支給方法)

第4条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第5条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

付 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。